

# 入札説明書

令和6年札幌市告示第 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 告示日

令和6年3月18日

## 2 契約担当部局

(1) 令和6年3月31日まで

〒060-0042

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19庁舎3階

札幌市保健福祉局保健所健康企画課母子保健係 電話 011-622-5151

(2) 令和6年4月1日以降

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目5番大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課 電話 011-211-2785

## 3 入札に付する事項

(1) 役務の件名 母子保健情報システム入力データ作成業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで とする。

(4) 履行場所 受託者事業所内とする。

(5) 入札方法 総価で行う。入札金額は、仕様書に示した予定数量に区分ごとの1件あたりの単価（以下「単価」という。）を乗じて得た金額を記載することとする。また、入札書提出の際には、「単価内訳書」（別紙1）を添付し、単価については銭の単位（1円未満2桁）まで記載してよいこととする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札書の提出方法 下記5のとおり

## 4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定する事項に該当しない者であること。

(2) 事業所（本店・支店）が札幌市内にあること。

(3) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「大分類：役務（一般サービス業）」、「中分類：情報サービス、研究・調査企画サービス業」、「小分類：情報処理サービス業」に登録されている者であること。

(4) 過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行した者であること。

(5) 個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001規格に基づくプライバシーマークを取得している、又は情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001（JISQ27001）の認証を受けている

こと。

- (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

## 5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
上記2に同じ。
- (2) 開札の日時及び場所  
令和6年3月26日（火）10時00分  
札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3F 事務室内
- (3) 入札書の提出方法
  - ア 入札書は、上記2の契約担当部局に、郵送又は持参により提出すること。
  - イ 直接提出する場合は、封筒に「令和6年3月26日（火）10時00分開札『母子保健情報システム入力データ作成業務』入札書在中」の旨を記載し密封したうえで、下記(4)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
  - ウ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を入れる封筒はイのとおり記載すること。  
外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載すること。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れて送付すること。
  - エ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
  - オ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 入札書の受領期限  
令和6年3月25日（月）17時00分（必着とする。）
- (5) 入札の無効  
本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 入札の延期等  
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
  - ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
  - イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
  - ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (7) 代理人による入札
  - ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに

代理人であることの表示、および当該代理人の指名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、上記5（2）の場所において行い、入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

イ 開札会場における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を図るため、入札者又はその代理人が開札への立ち合いを希望する場合には、事前に開札への立ち合いを希望する旨を契約担当部局あてに連絡しなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、開札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

オ 入札者又はその代理人の立ち合いがない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

## 6 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

(1) 提出方法

次のとおり、書面又は電子メールにより提出すること。なお、FAXによる提出は認めない。

(2) 提出期限

令和6年3月21日（木）10時00分（必着とする。）

(3) 提出先

ア 書面の場合

上記2と同じ。

イ 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「母子保健情報システム入力データ作成業務の質問について」とすること。

メールアドレス：boshihoken@city.sapporo.jp

(4) 回答書の閲覧

上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。

## 7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者に対して改めて連絡を行った上で再度入札を実施し、再度入札において最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者として決定するものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約書賞金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付しないとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税者であることの申出

落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、ただちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙3）を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

別紙4のとおり